

福山市週休2日適用工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする週休2日適用工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日適用工事」とは、次条に規定する工事をいう。

2 この要領において「週休2日」とは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものをいう。

(1) 完全週休2日(土日) 対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所又は現場休息(以下「現場閉所等」という。)を原則として土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所等を行うものをいう。

(2) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月ごとに現場閉所等の日数が、4週8休(現場閉所等の割合が28.5%(8日/28日)以上のものをいう。以下同じ。)以上であるものをいう。

3 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

4 この要領において「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5 この要領において「対象期間」とは、工事着手日(準備期間(契約上の工事の始期から現場事務所などの設置、測量、本体工事又は仮設工事のいずれか最も早い日までの期間をいう。)を除く。)から工事の完成日(後片付け期間(契約図書に基づく工事目的物の施工が全て完了し、余剰資材等の撤去、現場の清掃等、工事の完成検査を受けるために必要な作業を行う期間をいう。)を除く。)までの期間をいう。ただし、次の期間は対象期間から除くものとする。

(1) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(2) 工場製作のみが行われている期間

(3) 災害時の緊急対応その他受注者の責めによらず、休工又は現場作業を余儀なくされた期間

(対象工事)

第3条 週休2日適用工事の対象となる工事は、請負設計金額が500万円以上の工事のうち、発注者が指定したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害復旧工事等の緊急を要する工事及び施工に必要な実日数が短い工事(原則として、実日数が20日以内のもの)は除くものとする。

3 発注者は、第1項の工事を発注する場合は、入札公告及び特記仕様書又は現場説明書に週休2日適用工事である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 週休2日は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施す

るものとする。

(1) 完全週休2日（土日） 第2条第2項第1号に定めるところにより実施するものとする。ただし、対象期間内のうち、日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことで実施できるものとする。

(2) 月単位の週休2日 第2条第2項第2号に定めるところにより実施するものとする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所等では4週8休に満たない月又は日数が28日に満たない月においては、当該月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことにより実施できるものとする。

2 受注者は、工事着手までに監督員に対し、週休2日の実施の有無及び実施する週休2日の区分について申し出るとともに、実施する場合は、現場閉所（現場休息）計画表兼実績表（様式1）（以下「計画表」という。）を提出するものとする。なお、工事着手前に週休2日を実施しない旨を申し出た場合は、工事着手後の週休2日を実施する旨の申出は受け付けないものとする。

3 受注者は、天候を理由として現場閉所等を行う場合のほか、次に掲げる場合は、監督員との協議により工事着手後であっても週休日を変更することができるものとする。

(1) 品質管理、安全管理等のため作業を継続して行う必要がある場合

(2) その他工程の都合上やむを得ない場合

4 受注者は、当該工事が週休2日適用工事である旨を土木工事（港湾工事を含む。）及び農林工事にあつては標示板の見えやすい位置に記載して工事現場に設置し、建築工事にあつては施設管理者の承諾を得て公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。この場合において、記載内容は、別記様式に定めるものを基本とするものとする。

5 受注者は、計画表に現場閉所等の状況を記入し、現場閉所等の状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等をいう。）とともに毎月7日（7日が閉庁日の場合は翌開庁日）まで及び工事完成後速やかに、工事打合せ簿により監督員に提出し、確認を受けるものとする。

6 発注者は、受注者の週休2日を理由とする工期延長の請求については、認めないものとする。

7 受注者は、週休2日を実施できなくなった場合は、速やかにその旨及び理由を工事打合せ簿により監督員に報告するものとする。

（工事成績評定）

第5条 完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日を達成したときは、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとする。

2 週休2日を達成できなかった場合であっても、工事成績評定は減点しない。

3 請負金額が500万円未満の工事は、工事成績評定を行わないものとする。

（提出書類の虚偽）

第6条 受注者が計画表その他の提出資料に虚偽の記載等を行ったときは、指名除外措置の対象となる場合がある。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月25日から施行する。

附 則

この要領は、２０２４年（令和６年）６月１０日から施行する。

附 則

この要領は、２０２５年（令和７年）６月１日（第４条第４項及び別記様式中農林工事に係る部分については、２０２５年（令和７年）１０月１日）から施行し、それぞれ改正後の規定の施行の日以後に積算した工事について適用する。

附 則

この要領は、２０２６年（令和８年）１０月１日から施行する。

① 土木工事及び農林工事

ご協力をお願いします	
週休2日適用工事	
〇〇〇〇〇を なおしています	
〇〇年〇〇月まで	
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇	
〇〇〇〇工事	
発注者	福山市 〇〇〇〇課
	電話 000-000-0000
施工者	〇〇〇〇建設株式会社
	電話 000-000-0000

② 建築工事

週休2日 適用工事

(A3サイズ以上)

③ 共通

週休2日適用工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。
発注者：福山市〇〇〇〇〇〇課
受注者：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(A3サイズ以上)

掲示内容

土木工事・農林工事等については①及び③、建築工事については②及び③を基本とする。